

もりおか子育て応援プラザ民間事業エリア運営事業者募集要領

もりおか子育て応援プラザ（以下「プラザ」という。）は、「こども」をキーワードに市民や各団体、企業等が連携、交流することができる場の創出を目的とする施設で、公共エリアと民間エリアに分けて運営しています。

このうち民間エリアに入居し、こども・子育てにやさしい環境づくりのための活動を行う民間事業者（以下「運営事業者」という。）を次のとおり募集します。

1 施設の概要等

(1) 建物の名称及び所在地

もりおか子育て応援プラザ

盛岡市大通一丁目 9-12 第 8 大通ビル 3 階

(2) 施設の面積（別図参照）

34.86 坪（115.42m²）

(3) 事業内容等

別紙「もりおか子育て応援プラザ運営事業実施要領」のとおり。

2 応募資格等

(1) 法人格を有する団体であること。

(2) 募集期間最終日現在において、盛岡市競争入札参加者資格名簿に対する指名停止基準による指名停止措置を受けていないこと。

(3) 過去 3 年度において、応募しようとする団体が、法人税、消費税等（盛岡市に本社等を有する場合には、盛岡市に納付すべき市税を含む）の滞納がないこと。

(4) 団体の代表者、役員、若しくは理事（これらに準じる者を含む。）又は実質的に事業活動を支配する者が盛岡市暴力団排除条例（平成27年条例第 9 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(5) 団体の本社、支店若しくは事業所等において暴力団員を雇用又は業務の補助者として使用していないこと。

(6) 募集期間において、会社更生法（平成14年法律第 154号）及び民事再生法（平成11年法律第 255号）による手続きをしていないこと。

(7) 募集期間において関係法令の規定による事業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖の処分を受けていないこと。

(8) 応募資格等において虚偽の申請又は事実と反することが認められた場合は、応募資格を失います。また、運営事業者として選定された後であっても取り消す場合があります。

3 運営に当たっての条件

(1) 入居に要する初期投資及び賃借料・人件費などの運営に要する経費は、原則として、運営事業者が負担するものとします。ただし、実施する事業に、雇用の創出など特に高い公

共性が認められる場合には、開設に係る費用に対する助成について、協議を行います。

(2) 民間事業エリアとして使用できる面積は、1 (2) のとおりです。これを分割して、複数の事業者が入居することも可能です。

(3) 賃借料は、月額 6,600円／坪に消費税及び地方消費税を加算した額とします。ただし、1 か月に満たない端数日が生じた場合は、暦日数により日割り計算することとし、計算上生じた1円未満の端数は切り捨てるものとします。

4 プラザの開館日・開館時間について

プラザの公共エリアを運営する団体からの企画提案に基づいて、開館日・開館時間を決定します。

民間事業エリアの営業日・営業時間については、公共エリアの開館日・開館時間と調整を図りながら設定していただくこととなりますが、公共エリアと完全に一致させる必要はありません。

5 募集について

(1) 募集期間

令和7年7月4日（金）～令和7年8月22日（金）※郵送の場合は必着。

(2) 質問及び現地確認

質問は、募集期間中随時受け付けますので、下記担当までお問い合わせ願います。また、現地確認も可能ですので、希望する場合には担当までお申し出願います。

(3) 応募方法

募集期間内の午前9時から午後5時までの間に、(4)の書類を盛岡市子ども未来部子ども青少年課（盛岡市役所保健所4階）まで持参または郵送してください。

(4) 応募書類

ア 申込書（様式第1号） 正本1部、副本5部

イ 運営企画書 正本1部、副本5部

任意様式によりますが、次に掲げる事項について記載してください。

(ア) 運営方針、運営基本コンセプト等

(イ) 事業の具体的内容

(ウ) 営業日及び営業時間

(エ) 使用する面積及び施設の活用形態がわかるレイアウト案の図面等

(オ) 運営組織、雇用体制（正規雇用、パート又は臨時雇用の人員及び配置、人員確保の方法）

(カ) 運営開始後の収支計画（損益計算書に準じた様式により運営開始年度から営業利益を確保する初年度まで）

(キ) その他運営に関する企画について必要な事項（特徴、PR等を含む。）

ウ 団体の概要説明書 正本1部、副本5部

任意様式によります。会社紹介等の既存印刷物でも構いません。

エ その他の添付書類

- (ア) 定款、寄附行為その他の書類 1 部
- (イ) 登記事項証明書（商業登記謄本） 1 部
- (ウ) 決算報告書（直近決算期から過去3年度分） 正本1部、副本5部
- (エ) 2(3)に該当する滞納がないことの申立書（様式第2号） 1 部
- (オ) 2(4)及び(5)に該当する暴力団員の関与がないことの申立書（様式第2号） 1 部
- (カ) 2(6)に該当する手続き中ではないことの申立書（様式第2号） 1 部
- (キ) 2(7)に該当する処分等を受けていないことの申立書（様式第2号） 1 部

※ (エ)～(キ)は同じ様式ですので、複数の記載事項がある場合は併記のうえ1部の提出してください。

(5) 提出された書類は、その全部又は一部であっても返還いたしません。

(6) 募集要領、申込書等は、市ホームページからのダウンロード及び盛岡市子ども未来部子ども青少年課において配布します。

6 運営事業者の決定について

- (1) 令和7年8月下旬に、提出された書類に基づき市において選考を行い、運営事業者の候補者を決定します。
- (2) 市は、候補者と運営に当たっての諸条件について詳細な協議を行い、協議が整った場合に、候補者を入居事業者として決定します。
- (3) 決定された運営事業者の団体名及び選考結果については、市ホームページに掲載します。
- (4) 全応募者に選考結果を文書により通知します。

7 その他

- (1) 質問は随時受け付けます。また、事業実施場所の現地確認を希望される場合には、下記担当あて、ご連絡願います。
- (2) 運営事業者が施設を退去する場合は、事業者の負担により、施設を原状に回復し返還するものとします。ただし、市が、原状に回復させることが適当でないと認めるときは、現状のまま返還できるものとします。
- (3) 運営事業者が事業を開始するに当たって、免許又は許認可が必要となる場合は、速やかにその写しを提出してください。
- (4) その他市が必要と認める書類について、運営事業者に提出を求めることがあります。
- (5) 応募に当たり応募者側に発生する費用は、応募者の負担となります。

8 申し込み先及び問い合わせ先

盛岡市神明町3-29 盛岡市役所保健所4階 子ども未来部子ども青少年課

電話：019-613-8356（直通）

E-mail：kodomo@city.morioka.iwate.jp